

懲戒規程



公益社団法人 日本ビリヤード協会

第2版 2019年11月5日

<文管 2-23>

(目的)

- 第1条. 本規程は、公益社団法人日本ビリヤード協会（以下、「本協会」という）が定めるコンプライアンス規程及び倫理規程への違反者に対する懲戒処分の種類及び方法等について、その細則を規定する。

(適用範囲)

- 第2条. 本規程は、本協会の役員、職員及び各委員会員ならびに加盟団体職員（以下、「役職員」という）に対して適用する。
2. 各加盟団体登録選手についてはその加盟団体にて処分決定をするものとする。ただし、処分内容については本協会のコンプライアンス委員会若しくは倫理委員会あて報告し、本協会理事会にて情報共有されなければならない。

(懲戒処分の種類)

- 第3条. 懲戒処分の種類及び程度は次のとおりとし、その情状に応じて、これらの処分をし、又は併科する。
- (1) 訓告：
対象者に嚴重注意する。
 - (2) 戒告：
対象者より始末書を提出させた上で、嚴重に注意する。
 - (3) 職務停止：
本協会及び各加盟団体において役職に就く資格を剥奪する。
 - (4) 公式戦出場停止：
本協会及び各加盟団体が主催する公式戦への出場を停止する。
期間は1ヶ月から無期限とする。
 - (5) 降格・解任・減給：
その役職を降格し、又は解任する。
また、本協会及び各加盟団体より給与の支給を受けている場合は減給に処す。
 - (6) 除名：
本協会あるいは加盟団体から除名する。

(懲戒処分の決定等)

- 第4条. 理事会は、コンプライアンス委員会及び倫理委員会の審議結果を考慮の上、懲戒処分を決定する。
2. コンプライアンス委員会、倫理委員会及び理事会は、前項の審議及び決定をするにあたり、関係者に対するヒアリング等の事実関係の調査を行うことができ、また、対象者に弁明の機会を与えることができる。

3. 理事会は、第1項の決定後、対象者に対して遅滞なく、決定の内容を告げるものとする。

(決定の効力)

- 第5条. 本規程に基づき理事会が行う決定は最終のものであり、当事者並びにその他全ての役職員はその決定に従わなければならない。

(改廃)

- 第6条. 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(その他)

- 第7条. この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

以上

改定履歴

版	発効日	改定内容
第1版	2018年3月23日	初版制定
第2版	2019年11月5日	第3条に(4)公式戦出場停止についてを追記。 2019年11月5日の定例理事会にて承認。